

## 岡山県特定健診情報提供事業について

### 1. 事業目的

特定健診は、国民健康保険の保険者である市町村が、被保険者の生活習慣病の予防・早期発見のために実施する義務があり、県内の市町村では被保険者に対して特定健診の受診勧奨を実施していますが、岡山県の令和元年度の特定健診受診率（市町村国保）は30.5%（全国第43位）と低い状況にあります。

受診率向上に向けて、県及び市町村は、より積極的に受診勧奨を行っておりますが、医療機関で治療中の方も特定健診の対象者であるため、かかりつけ医から受診勧奨を行っていただくことも重要です。その上で、受診を勧めてもなお未受診の患者については、医療機関が保有する検査データが特定健診の基本項目に相当する場合に、医療機関から市町村にそのデータを提供していただくことで特定健診の受診者とみなすことができ、これにより受診率の向上を図ることができます。

検査データの提供について、令和3年度から、県と県医師会が集合契約を結ぶことで、市町村は県内の医療機関（県医師会の会員が所属する医療機関）から検査データを提供してもらうことが可能となる事業を実施しています。

### 2. 事業概要

- ・特定健診未受診者について、医療機関が保有する検査結果データを、本人の同意を得た上で、情報提供票等（「情報提供票」・「同意書兼質問票」）に記入して、「情報提供に係る手数料請求書」とともに、本人が加入する国保保険者へ提出します。
- ・情報提供に係る手数料は、市町村から直接医療機関に支払われます。

### 3. 事業内容

＜情報提供に係る手数料＞

1件当たり（税込） 一律2,500円

\*文書料、郵送料を含んでいます。

\*情報提供に関する本人の費用負担はありません。

\*基本項目が揃っていない情報提供票を提出した場合、手数料は支払われません。

＜対象者＞以下の（1）～（4）のすべての要件に該当する方

- （1）特定健診受診券を交付されている年度末年齢40歳から74歳の国保加入者
- （2）年度内に特定健診を受診していない方、かつ受診予定がない方
- （3）検査データを特定健診結果として市町村に提出することに文書で同意している方
- （4）通常の診療で既に特定健診の基本項目が揃っている方

※提出いただく検査データは、当該年度中に実施した検査が対象です。

（例：R4年度に提出する場合、R4.4月～R5.3月中に実施した検査であること）

※不足する項目がある場合には、医療機関の判断で追加検査を行っていただけませんが、追加検査に対する料金は支払われません。また、対象者から徴収することもできません。（追加検査の有無にかかわらず、情報提供に係る手数料は2,500円です。）

※検査の実施が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査実施日と、最後に実施された医師の総合判断日までの間は、3か月以内とします。

※不足する項目が多い場合は、特定健診の受診を勧めてください。

### <使用する様式>

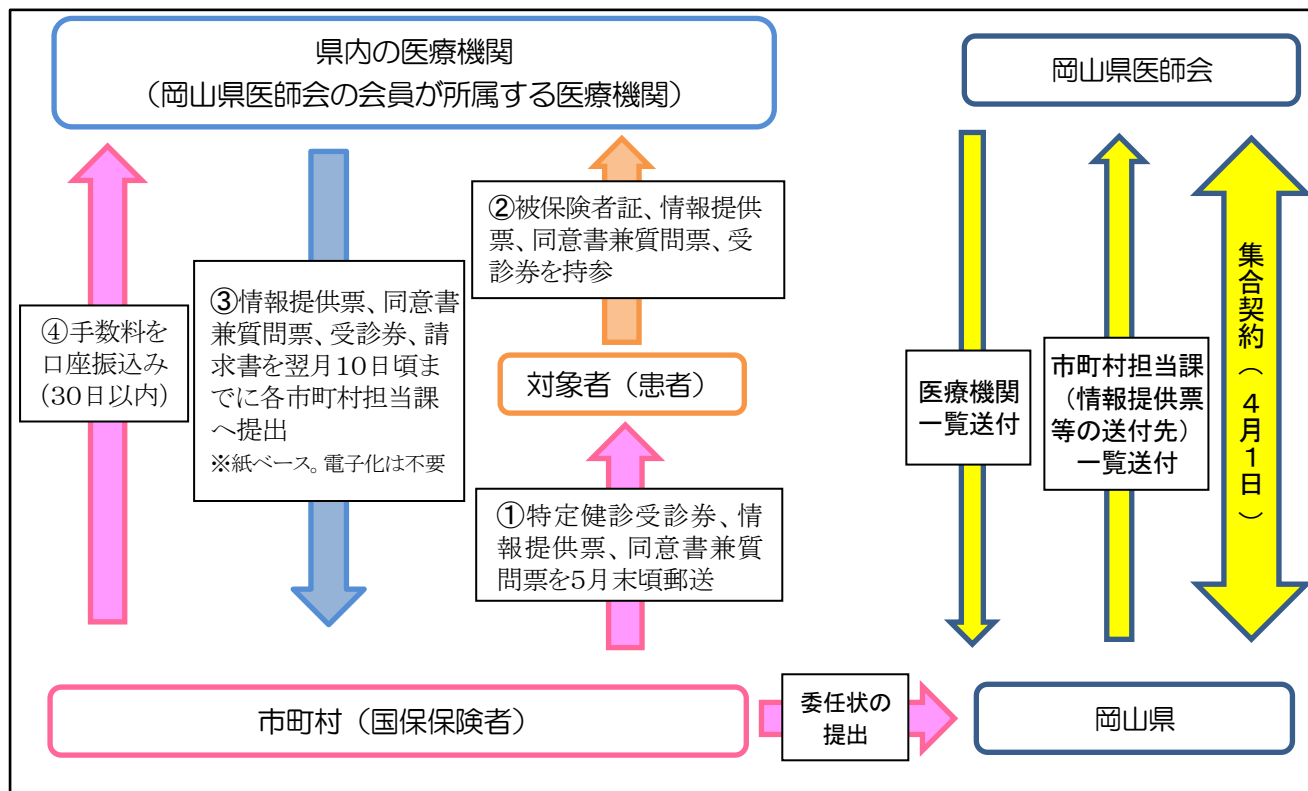
- (1) 同意書兼質問票 (様式1)
- (2) 情報提供票 (様式2)
- (3) 情報提供に係る手数料請求書 (様式3)

※様式1と2は両面印刷になっています。

※様式は、岡山県医師会のHPに掲載します。

※情報提供票、同意書兼質問票は、基本的には本人が持参することになっていますが、持参しなかった場合は、県医師会のHPからダウンロードしてください。

## 4. 事業体制



- ・検査データの提供には本人の同意が必要のため、「同意書兼質問票」に本人に記入してもらいます。
  - ・医療機関は、特定健診未受診者に関する検査データを、「情報提供票」に記入します。
  - ・医療機関は、検査データが揃った月毎に、「情報提供票」「同意書兼質問票」「情報提供に係る手数料請求書」を、翌月10日頃までに該当する市町村に提出してください。
  - ・その際、本人から「特定健診受診券」も回収し、併せて提出してください。
- ※年度末における市町村への提出期限は市町村毎に異なります。(各市町村の提出期限は「市町村担当課一覧」に掲載します。)

## 5. 留意事項

- ・市町村からの手数料の支払い後に対象者が特定健診を受診済みであったことが判明した場合や、検査データが不適正であることが判明した場合など、手数料の返還が必要と考えられる事案が生じた場合は、市町村と医療機関で協議の上決定することとします。

【問合せ先】 岡山県保健福祉部健康推進課健康づくり班  
TEL:086-226-7328

岡山県医師会 TEL:086-250-5111